

東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与の対象地域の変更について

復興庁  
国土交通省  
農林水産省  
環境省  
経済産業省

- 東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省、農林水産省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価する取組については、岩手県については7月以降、埼玉県については11月以降公告手続きを開始する工事から選定し実施してきたところ。
- 平成24年12月20日に岩手県及び埼玉県から報道発表されたとおり、埼玉県のセメント工場が岩手県から受け入れ処理する災害廃棄物については、当初予定されていた量から大幅に減少したため、セメント工場における受入処理期間は平成26年3月31日までから平成24年12月28日までに短縮された。このため、平成24年12月28日をもって埼玉県における「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するためのインセンティブの付与」を終了することとした。  
なお、すでに公告済みの工事については、公告当初の受入処理期間が平成26年3月31日までであったことから、これらの経緯を踏まえ、受入処理終了後であっても、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを生産していた埼玉県のセメント工場生産されるセメントの使用を評価することとする。
- なお、岩手県については引き続き対象地域とするとともに、本取組の期間中、引き続き関係省庁間の連絡調整を密にし、環境省を中心に政府一丸となって、その円滑な運用に万全を期すこととする。

<参考>

埼玉県報道発表資料

< <http://www.pref.saitama.lg.jp/news/page/news121220-05.html> >